



交通松前

令和4年5月2日
松前警察署
地域・交通課 交通係

自転車の交通事故防止について

～ヘルメットを着用しましょう！～

過去の事故統計では、ヘルメットを着用しなかった場合、**死亡率が約3倍**になります。

また、自転車事故による**死者の56%**が、**頭部を損傷**して亡くなっています。

～自転車安全利用五則～

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

※ 平成30年4月1日から北海道自転車条例の施行により大人もヘルメットの着用が義務化されています



4月には、松前町・福島町ともに各小学校で自転車の交通安全教室が開かれました。
ドライバーの皆さんも交通安全を意識した運転をお願いします。

自転車損害賠償保険等の加入の促進など、北海道自転車条例のポイントについては右のQRコードをアクセスして確認できます。

